

NO! 暴力団



NO!
暴力団

暴力団を
恐れない
資金を提供しない
利用しない

NO!
暴力団

NO!
暴力団

NO!
暴力団



暴力団を排除しよう!

釧路市暴力団排除条例 平成25年4月1日施行



釧路市

NO! 暴力団



釧路市では、社会全体で暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保や社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、「釧路市暴力団排除条例」を制定しました。

条例の主な内容

基本理念

暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本として暴力団排除を推進します。

市の責務

市は暴力団の排除に関する施策を実施します。



市民及び事業者の責務

市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するとともに、暴力団排除に関する情報を知ったときには、市や警察に提供するように努めるものとします。

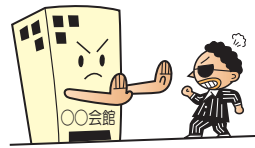
市の事務事業に係る措置

暴力団員や暴力団関係事業者を、市が実施する入札や契約など市の事務事業から排除します。



公共施設の利用に係る措置

暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該施設の利用の許可や承認を行わないなど市の施設は使わせません。



市民等に対する支援

市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮します。



青少年に対する指導等のための支援

市は青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入したり暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための指導、啓発等が適切に行われるよう、青少年の育成に携わる者に必要な支援を行います。

■暴力団に関する相談窓口

釧路方面釧路警察署
(公財)北海道暴力追放センター釧路支局

釧路市黒金町10-5 TEL0154-23-0110
釧路市錦町5-3 TEL0154-23-5982

■条例に関するお問い合わせ

釧路市市民環境部市民生活課

釧路市幸町3-3 TEL0154-31-4521